

平成20年12月15日

株主および登録株式質権者 各位

更生会社トスコ株式会社
管財人 土岐 敦司

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下、「決済合理化法」といいます。）附則第6条第5項に基づく公告について

平成21年1月5日（以下、「施行日」といいます。）に施行される、決済合理化法附則第6条第1項では、「保管振替株券に係る株式について施行日において株券を発行しない旨の定款の定めを設けていない発行者は、当該株式につき施行日を効力発生日とする株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。」と定められております。

当社株式は、平成20年7月1日の上場廃止後も、証券保管振替機構（以下、「ほふり」といいます。）にて取扱を受けておりますので、本条項の適用により、当社は株券不発行会社へ移行し、当社株券は、施行日に無効となります。

この点、決済合理化法附則第6条第5項において、「発行者が保管振替株券に係る株式について施行日以前の日を効力発生日とする株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議を施行日の二週間前までにしなかったときは、当該発行者は、施行日において当該保管振替株券は無効となる旨を施行日の二週間前に公告しなければならない。」との定めがなされていることから、当社は、今回、この定めに従って頭書の公告を実施いたしました。

当社が発行する株券は、施行日をもって無効となることから、以降は、無効となった株券を保有されながら株主名簿上の名義書換えが未了の方は、当社株式に関する各種権利を株主として当社に対して行使することができなくなります。つきましては、他人名義の株券をお持ちの方は、施行日前の下記期限（12月30日）までに、ご本人名義への名義書換えを実施いただきますようお願い申し上げます（但し、更生手続上の関係人集会での株主の議決権行使、更生計画における株主の権利等を保障することをお約束するものではございません）。

なお、施行日後以降の、当社の株式の株主名簿の名義書換えには、原則として、株主名簿上の株主（その相続人その他の一般承継人）と株式取得者との共同での請求が必要となりますので、ご留意下さい。

当社の各種株式事務の取扱いにつきましては、株主名簿管理人の「株式会社だいこう証券ビジネス」へお申し出くださいますようお願い致します。

株式会社だいこう証券ビジネス 各種お問合せ先

電話番号 0120-255-100

年内の名義書換手続受付期限 平成20年12月30日

以上